

(3) 複合型サービス

(改定後の名称は「看護小規模多機能型居宅介護」)

- ① サービス名称の変更
- ② 基本報酬の設定
- ③ 看護体制の機能に伴う評価の見直し
- ④ 事業開始時支援加算の延長
- ⑤ 介護職員処遇改善加算の拡大 (別掲)
- ⑥ サービス提供体制強化加算の拡大 (別掲)
- ⑦ 同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し (別掲)
- ⑧ 総合マネジメント体制強化加算の創設 (別掲)
- ⑨ 登録定員等の緩和 (別掲)
- ⑩ 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応 (別掲)
- ⑪ 運営推進会議及び外部評価の効率化 (別掲)

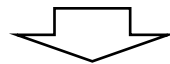
① サービス名称の変更

サービスの普及に向けた取組の一環として、サービス内容が具体的にイメージできる「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

○ サービス名称の変更について

(現行)

複合型サービス



(変更後)

看護小規模多機能型居宅介護

②基本報酬の設定

サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき） （改定後）

（1）同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

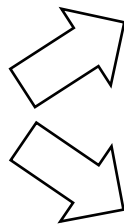
要介護1	12,341	単位
要介護2	17,268	単位
要介護3	24,274	単位
要介護4	27,531	単位
要介護5	31,141	単位

（2）同一建物居住の登録者に対して行う場合

要介護1	11,119	単位
要介護2	15,558	単位
要介護3	21,871	単位
要介護4	24,805	単位
要介護5	28,058	単位

複合型サービス費（1月につき） （改定前）

要介護1	13,341	単位
要介護2	18,268	単位
要介護3	25,274	単位
要介護4	28,531	単位
要介護5	32,141	単位



③看護体制の機能に伴う評価の見直し その1

提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供体制を評価した加算と減算を設けるとともに、利用者の在宅生活を継続する観点から、利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に係る当該加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

訪問看護体制強化加算(新規) ⇒ 2,500 単位/月

※ 算定要件等

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。
- (3) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。

③看護体制の機能に伴う評価の見直し その2

提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供体制を評価した加算と減算を設ける。

訪問看護体制減算（新規）	⇒	要介護1～3	△ 925 単位
		要介護4	△1,850 単位
		要介護5	△2,914 単位

※ 算定要件等

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。
- (2) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。
- (3) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。

④事業開始時支援加算の延長

今後も更なる整備促進を図る観点から、平成29年度末まで延長する。

事業開始時支援加算(延長) ⇒ 500 単位/月

(事業開始時支援加算)

看護小規模多機能型居宅介護費については、事業開始後1年未満の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)の数が登録定員の100分の70に満たない指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、平成30年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。